

2018年7月27日

各 位

三井住友ファイナンス&リース株式会社

第19回・第20回無担保社債発行のお知らせ

平成30年3月14日開催の当社取締役会決議に基づき、第19回・第20回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の発行条件を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

	第19回債	第20回債
1. 社債の総額	200億円	100億円
2. 各社債の金額	1億円	
3. 社債等振替法の適用	本社債は、社債、株式等の振替に関する法律の適用を受けるものとする。	
4. 利率	年0.110%	年0.410%
5. 払込金額	各社債の金額100円につき金100円	
6. 償還金額	各社債の金額100円につき金100円	
7. 償還期限及び方法	平成34年8月3日(4年債) 満期一括償還	平成40年8月3日(10年債) 満期一括償還
8. 利払日	毎年2月3日及び8月3日（初回利払日：平成31年2月3日）	
9. 募集期間	平成30年7月27日	
10. 払込期日	平成30年8月3日	
11. 担保・保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。	
12. 財務上の特約	担保提供制限条項（社債間限定同順位特約付）	
13. 引受会社	SMB C日興証券株式会社 (主幹事)	SMB C日興証券株式会社 (主幹事)
	大和証券株式会社 (主幹事/独立引受幹事会社)	しんきん証券株式会社 (主幹事)
	みずほ証券株式会社 (主幹事)	大和証券株式会社 (主幹事/独立引受幹事会社)
	野村証券株式会社 (主幹事)	—

14. 財務代理人	株式会社三井住友銀行
15. 発行代理人及び 支払代理人	株式会社三井住友銀行
16. 振替機関	株式会社証券保管振替機構
17. 取得格付	A A - 株式会社日本格付研究所
	A + 株式会社格付投資情報センター
18. 独立引受幹事会社との 手続きについて	<p>本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当し、金商業等府令第 147 条第 1 項第 3 号に規定する本社債の主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社は、当社の親法人等に該当する。S M B C 日興証券株式会社は、当社の親法人等である株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社である。当社は、本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める『「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則』第 2 条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条の 2 に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定した。</p>

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

財務部 03-5219-6385